ロシアの産業基盤強化に資する物品の輸出の禁止措置に伴う税関の対応について

令和6年4月10日財関第354号

ウクライナをめぐる現下の情勢に鑑み、この問題の解決を目指す国際平和のための国際的な努力に我が国として寄与するため、主要国が講ずることとした措置の内容に沿い、外国為替及び外国貿易法（昭和24年法律第228号）により、ロシアの産業基盤強化に資する物品の輸出の禁止措置を実施することが決定され、3月1日に「ロシア連邦関係者に対する資産凍結等の措置等について」が閣議了解されたところである。

これを受けて、ロシアの産業基盤強化に資する物品の輸出の禁止措置を実施するため、輸出貿易管理令の一部を改正する政令（令和６年政令第165号）等が4月17日から施行される。

税関においては、経済産業省貿易経済協力局長からの通知（別紙）を踏まえ、関係省庁との連携を密にし、本輸出の禁止措置の実効性の確保に努めるため、下記により実施されたい。

記

１．税関における審査に際しては、通関関係書類等により経済産業大臣の輸出の承認の要否を慎重に確認するとともに、経済産業省と緊密に連携することにより、本輸出の禁止措置の実効性を確保すること。また、これにより適正な通関の徹底を図るほか、事後調査を的確に実施すること。

２．第三国を経由したロシアへの迂回輸出を防止するため、関係部門が緊密に連携し、税関業務を一層厳正かつ的確に実施するとともに、違法行為が発見された場合には厳正に対処すること。

３．関係省庁や関係機関との緊密な情報交換及び連携並びに通関業者、倉庫業者等の関係業者などからの情報収集について、一層の充実を図ること。

令和6年4月10日20240403貿局第1号

財務省関税局長　殿

経済産業省貿易経済協力局長

ロシアを仕向地とする石油及び歴青油並びにこれらの調製品等の輸出禁止措置について

上記の件について、令和6年4月5日付け閣議決定に基づき、別紙のとおり輸出貿易管理令の一部を改正する政令が施行されることになるため、税関においても本改正の趣旨を踏まえ当省と連携の上、御対応方よろしくお願いいたします。

政令第百六十五号

輸出貿易管理令の一部を改正する政令

内閣は、外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第四十八条第三項及び第六十九条の五の規定に基づき、この政令を制定する。

輸出貿易管理令（昭和二十四年政令第三百七十八号）の一部を次のように改正する。

別表第二の三第二号の二⑵を次のように改める。

⑵　鉱物性燃料及び鉱物油並びにこれらの蒸留物、歴青物質並びに鉱物性ろうのうち、次に掲げるもの

⒤　石炭及び練炭、豆炭その他これらに類する固形燃料で石炭から製造したもの並びに亜炭、泥炭、コークス、半成コークス及びレトルトカーボン

(ii)　キシロール

(iii)　ピッチコークス

(iv)　アスファルトその他これに類する材料の製品

⒱　ペトロラタム並びにパラフィンろう、ミクロクリスタリン石油ワックス、スラックワックス、オゾケライト、モンタンろう、泥炭ろうその他の鉱物性ろう及びこれらに類する物品で合成その他の方法により得たもの

(vi)　歴青質混合物

別表第二の三第二号の二中(47)を(48)とし、(46)を(47)とし、(45)を(46)とし、同号(44) (vii)を次のように改める。

(vii)　レーザー及び武器用望遠照準器、潜望鏡、望遠鏡その他の光学機器並びにこれらの部分品及び附属品

別表第二の三第二号の二(44) `(xiii)中「及び熱」を「、熱」に改め、「量の測定用又は検査用の機器」の下に「及びミクロトーム並びにこれらの部分品及び附属品」を加え、同号(44)`(xv)中「機器」の下に「及びアルファ線、ベータ線、ガンマ線、エックス線、宇宙線その他の電離放射線の測定用又は検出用の機器並びにこれらの部分品及び附属品」を加え、同号(44) `(xvii)中「液体式」を「サーモスタット及び液体式」に改め、同号(44)を同号(45)とし、同号(43)中「及びカヌー」を「、カヌー、照明船、消防船、クレーン船その他の船舶、浮きドック及び浮遊式又は潜水式の掘削用又は生産用のプラットホーム」に改め、同号(43)を同号(44)とし、同号中(42)を(43)とし、(41)を(42)とし、(40)を(41)とし、同号(39)`(ii)中「及びスタティックコンバーター」を「、スタティックコンバーター及びインダクター並びにこれらの部分品」に改め、同号(39)`(iv)及び⒱を次 のように改める。

(iv)　一次電池及びその部分品

⒱　蓄電池及びその部分品

別表第二の三第二号の二(39)`(ix)を次のように改める。

(ix)　はんだ付け用、ろう付け用又は溶接用の機器及び金属又はサーメットの熱吹付け用電気機器並びにこれらの部分品

別表第二の三第二号の二(39)`(xx)を次のように改める。

(xx)　電気抵抗器及びその部分品

別表第二の三第二号の二(39)を同号(40)とし、同号(38)　(vⅲ)中「及び気体原動機」を「、気体原動機その他の原動機及びその部分品」に改め、同号(38) (ix)中「液体ポンプ」の下に「及び液体エレベーター並びにこれらの部分品」を加え、同号(38) (xⅷ)を次のように改める。

(xⅷ)炉及びその部分品

別表第二の三第二号の二(38)中(lxi))を(lxⅲ)とし、(lv)から(lx)までを(lvii)から(lxii)までとし、同号(38)`(liv)中「鋳型ベース」を「金属鋳造用鋳型枠、鋳型ベース」に、「鉱物性材料」を「金属、金属炭化物、ガラス、鉱物性材料、ゴム又はプラスチック」に改め、同号(38) (liv)を同号(38)　(lvi)

とし、同号(38)中(lⅲ)を(lv)とし、(lii)を(liv)とし、(li)を(lⅲ)とし、同号(38)⒧中「洗浄機」の下に「、破砕機、粉砕機」を、「造型機」の下に「並びにこれらの部分品」を加え、同号(38)⒧を同号(38)` (lii)とし、同号(38)中(xlix)を(li)とし、(xlvi)から(xlvⅲ)までを(xlvⅲ)から(l)までとし、(xlv)を(xlvi)とし、その次に次のように加える。

(xlvii)　ニューマチックツール、液圧式の手持工具及び原動機を自蔵する手持工具並びにこれらの部分品

別表第二の三第二号の二(38)中(xliv)を(xlv)とし、(xli)から(xlⅲ)までを(xlii)から(xliv)までとし、同号(38) (xl)中「歯車仕上盤」の下に「、金切り盤、切断機」を加え、同号(38) (xl)を同号(38) (xli)とし、同号(38)中(xxxix)を(xl)とし、(xxxvi)から(xxxvⅲ)までを(xxxvii)から(xxxix)までとし、同(38) (xxxv)号中「並びにこれらの機械又はウォータージェット切断機械」を「及びウォータージェット切断機械並びにこれら」に改め、同号(38)　(xxxv)を同号(38)　(xxxv)とし、同号(38)中(xxxiv)を(xxxv)とし、(xxiv)から(xxxⅲ)までを(xxv)から(xxxiv)までとし、同号(38) (xxⅲ)中「及びくい抜き機並びにこれらの機械又は除雪機」を「、くい抜き機及び除雪機並びにこれら」に改め、同号(38) (xxⅲ)を同号(38) (xxiv)とし、同号(38)中(xxii)を(xxⅲ)とし、(xiv)から(xxi)までを(xv)から(xxii)までとし、同号(38) (xⅲ)の次に次のように加える。

(xiv)　冷蔵用又は冷凍用の機器

別表第二の三第二号の二(38)を同号(39)とし、同号(37) (ii)中「手工具用」を「卑金属製の手道具及び手工具並びに手工具用」に改め、同号(37)を同号(38)とし、同号(36)中「及びジルコニウム」を「、ジルコニウム及びレニウム」に改め、同号(36)を同号(37)とし、同号中(35)を(36)とし、(30)から(34)までを(31)から(35)までとし、同号(29) (ii)を次のように改める。

(ii)　鉄鋼製の管及び中空の形材

別表第二の三第二号の二(29)中を(iii)を削り、(iv)を(iii)とし、⒱から(xⅲ)までを(xiii)から(xii)までとし、同号(29)を同号(30)とし、同号中(28)を(29)とし、⑶から(27)までを⑷から(28)までとし、同号⑵の次に次のように加える。

⑶　無機化学品並びに貴金属及びその無機又は有機の化合物のうち、次に掲げるもの

⒤　水素、窒素、けい素、りん及び素

(ii)　塩化水素、クロロ硫酸及び無機非金属酸化物

(iii)　二硫化炭素

(iv)　無水アンモニア、アンモニア水、水酸化ナトリウム、水酸化アルミニウム、クロムの酸化物、クロムの水酸化物及び二酸化マンガン並びにヒドラジン及びヒドロキシルアミン並びにこれらの無機塩

⒱　無機酸の金属塩及び金属ペルオキシ塩

(vi)　コロイド状貴金属、銀化合物、金化合物及び過酸化水素

附　則

（施行期日）

１　この政令は、、公布の日から起算して七日を経過した日から施行する。（略）

（罰則に関する経過措置）

２　この政令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

輸出貿易管理令の一部を改正する政令案新旧対照条文

（新旧対照条文一覧）

○輸出貿易管理令（昭和二十四年政令第三百七十八号）（抄）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１

○輸出貿易管理令（昭和二十四年政令第三百七十八号）（傍線部分は改正部分）

|  |  |
| --- | --- |
| 改正案 | 現行 |
| 別表第二の三（第二条、第四条関係）  一～二　（略）  二の二　次に掲げる貨物であつて、経済産業省令で定めるもの（前三号に掲げる貨物を除く。）  ⑴　（略）  ⑵　鉱物性燃料及び鉱物油並びにこれらの蒸留物、歴青物質並びに鉱物性ろうのうち、次に掲げるもの  ⒤　石炭及び練炭、豆炭その他これらに類する固形燃料で石炭から製造したもの並びに亜炭、泥炭、コークス、半成コークス及びレトルトカーボン  (ii)　キシロール  (iii)　ピッチコークス  (iv)　アスファルトその他これに類する材料の製品  ⒱　ペトロラタム並びにパラフィンろう、ミクロクリスタリン石油ワックス、スラックワックス、オゾケライト、モンタンろう、泥炭ろうその他の鉱物性ろう及びこれらに類する物品で合成その他の方法により得たもの  (vi)　歴青質混合物  ⑶　無機化学品並びに貴金属及びその無機又は有機の化合物のうち、次に掲げるもの  ⒤　水素、窒素、けい素、りん及び砒素ひ  (ii)　塩化水素、クロロ硫酸及び無機非金属酸化物  (iii)　二硫化炭素  (iv)　無水アンモニア、アンモニア水、水酸化ナトリウム、水酸化アルミニウム、クロムの酸化物、クロムの水酸化物及び二酸化マンガン並びにヒドラジン及びヒドロキシルアミン並びにこれらの無機塩  ⒱　無機酸の金属塩及び金属ペルオキシ塩  (vi)　コロイド状貴金属、銀化合物、金化合物及び過酸化水素  ⑷～(29)　（略）  (30)　鉄鋼製品及びその部分品のうち、次に掲げるもの  ⒤　（略）  (ii)　鉄鋼製の管及び中空の形材  （削る）  (iii)～(xii)　（略）  (30)～(36)　（略）  (37)　タングステンの粉並びにモリブデン、コバルト、ジルコニウム及びレニウム並びにこれらの製品  (38)　卑金属製品のうち、次に掲げるもの  ⒤　帯のこぎりの卑金属製のブレード  (ii)　卑金属製の手道具及び手工具並びに手工具用又は加工機械用の卑金属製の互換性工具  (iii)～(vii)　（略）  (39)　ボイラー及び機械類並びにこれらの部分品及び附属品のうち、次に掲げるもの  ⒤～(vii)　（略）  (ⅷ)　反動エンジン、液体原動機、気体原動機その他の原動機及びその部分品  (ix)　液体ポンプ及び液体エレベーター並びにこれらの部分品  ⒳～(xii)　（略）  (xiii)　炉及びその部分品  (xiv)　冷蔵用又は冷凍用の機器  (xv)～(xxiii)　（略）  (xxiv)　移動用、地ならし用、削り用、掘削用、突固め用、採掘用又はせん孔用の機械、くい打ち機、くい抜き機及び除雪機並びにこれらの部分品  (xxiv)～(xxxv)　（略）  (xxxvi)　レーザーその他の光子ビーム、超音波、放電、電気化学的方法、電子ビーム、イオンビーム又はプラズマアークを使用して材料を取り除くことにより加工する機械及びウォータージェット切断機械並びにこれらの部分品及び附属品  (xxxvii)～(xl)　（略）  (xli)　平削り盤、形削り盤、立削り盤、ブローチ盤、歯切り盤、歯車研削盤、歯車仕上盤、金切り盤、切断機その他の加工機械並びにその部分品及び附属品  (xlii)～(xlvii)　（略）  (xlviii)　ニューマチックツール、液圧式の手持工具及び原動機を自蔵する手持工具並びにこれらの部分品  (xlviii)～(li)　（略）  (lii)　選別機、ふるい分け機、分離機、洗浄機、破砕機、粉砕機、混合機、和機、凝結機、成形機及び鋳物用砂型の造型機並びにこれらの部分品  (liii)～(lv)　（略）  (lvi)　金属鋳造用鋳型枠、鋳型ベース、鋳造用パターン及び金属、金属炭化物、ガラス、鉱物性材料、ゴム又はプラスチックの成形用の型  (lvii)～(lxⅲ)　（略）  (40)　電気機器及びその部分品のうち、次に掲げるもの  ⒤　（略）  (ii)　トランスフォーマー、スタティックコンバーター及びインダクター並びにこれらの部分品  (iii)　（略）  (iv)　一次電池及びその部分品  ⒱　蓄電池及びその部分品  (vi)～(ⅷ)　（略）  (ix)　はんだ付け用、ろう付け用又は溶接用の機器及び金属又はサーメットの熱吹付け用電気機器並びにこれらの部分品  ⒳～(xix)　（略）  (xx)　電気抵抗器及びその部分品  (xxi)～(xxxiii)　（略）  (41)～(43)　（略）  (44)　ヨットその他の娯楽用又はスポーツ用の船舶、船、カヌー、照明船、消防船、クレーン船その他の船舶、浮きドック及び浮遊式又は潜水式の掘削用又は生産用のプラットホーム  (45)　光学機器、写真用機器、映画用機器、測定機器、検査機器、精密機器及び医療用機器並びにこれらの部分品及び附属品のうち、次に掲げるもの  ⒤～(vi)　（略）  (vii)　レーザー及び武器用望遠照準器、潜望鏡、望遠鏡その他の光学機器並びにこれらの部分品及び附属品  (ⅷ)～(xii)　（略）  (xiii)　物理分析用又は化学分析用の機器、粘度、多孔度、膨張、表面張力その他これらに類する性質の測定用又は検査用の機器、熱、音又は光の量の測定用又は検査用の機器及びミクロトーム並びにこれらの部分品及び附属品  (xiv)　（略）  (xv)　オシロスコープ、スペクトラムアナライザーその他の電気的量の測定用又は検査用の機器及びアルファ線、ベータ線、ガンマ線、エックス線、宇宙線その他の電離放射線の測定用又は検出用の機器並びにこれらの部分品及び附属品  (xvi)　（略）  (xvii)　サーモスタット及び液体式又は気体式の自動調整機器  (46)～(48) | 別表第二の三（第二条、第四条関係）  一～二　（略）  二の二　次に掲げる貨物であつて、経済産業省令で定めるもの（前三号に掲げる貨物を除く。）  ⑴　（略）  ⑵　塩素酸ナトリウム及び過酸化水素  （新設）  ⑶～(28)　（略）  (29)　鉄鋼製品及びその部分品のうち、次に掲げるもの  ⒤　溶接形鋼  (ii)　油又はガスの掘削に使用する種類のステンレス鋼製のケーシング及びチュービング  (iii)　鉄鋼製の溶接管  (iv)～(xiii)　（略）  (30)～(35)　（略）  (36)　タングステンの粉並びにモリブデン、コバルト及びジルコニウム並びにこれらの製品  (37)　卑金属製品のうち、次に掲げるもの  ⒤　（略）  (ii)　手工具用又は加工機械用の卑金属製の互換性工具  (iii)～(vii)　（略）  (38)　ボイラー及び機械類並びにこれらの部分品及び附属品のうち、次に掲げるもの  ⒤～(vii)　（略）  (ⅷ)　反動エンジン、液体原動機及び気体原動機  (ix)　液体ポンプ  ⒳～(xii)　（略）  (xiii)　ベーカリーオーブン  （新設）  (xiv)～(xxii)　（略）  (xxiii)　移動用、地ならし用、削り用、掘削用、突固め用、採掘用又はせん孔用の機械、くい打ち機及びくい抜き機並びにこれらの機械又は除雪機の部分品  (xxiv)～(xxxiv)　（略）  (xxxv)　レーザーその他の光子ビーム、超音波、放電、電気化学的方法、電子ビーム、イオンビーム又はプラズマアークを使用して材料を取り除くことにより加工する機械並びにこれらの機械又はウォータージェット切断機械の部分品及び附属品  (xxxvi)～(xxxix)　（略）  (xl)　平削り盤、形削り盤、立削り盤、ブローチ盤、歯切り盤、歯車研削盤、歯車仕上盤その他の加工機械並びにその部分品及び附属品  (xli)～(xlv)　（略）  （新設）  (xlvi)～(xlix)　（略）  ⒧　選別機、ふるい分け機、分離機、洗浄機、混合機、和機、凝結機、成形機及び鋳物用砂型の造型機  (li)～(liii)　（略）  (liv)　鋳型ベース、鋳造用パターン及び鉱物性材料の成形用の型  (lv)～(lxi)　（略）  (39)　電気機器及びその部分品のうち、次に掲げるもの  ⒤　（略）  (ii)　トランスフォーマー及びスタティックコンバーター  (iii)　（略）  (iv)　空気・亜鉛電池及び一次電池の部分品  ⒱　鉛蓄電池及びニッケル・カドミウム蓄電池  (vi)～(ⅷ)　（略）  (ix)　ろう付け用又ははんだ付け用の機器及び金属用抵抗溶接機器  ⒳～(xix)　（略）  (xx)　固定式電気抵抗器及び電気抵抗器の部分品  (xxi)～(xxxiii)　（略）  (40)～(42)　（略）  (43)　ヨットその他の娯楽用又はスポーツ用の船舶、船及びカヌー  (44)　光学機器、写真用機器、映画用機器、測定機器、検査機器、精密機器及び医療用機器並びにこれらの部分品及び附属品のうち、次に掲げるもの  ⒤～(vi)　（略）  (vii)　武器用望遠照準器、潜望鏡及び望遠鏡その他の光学機器  (ⅷ)～(xii)　（略）  (xiii)　物理分析用又は化学分析用の機器、粘度、多孔度、膨張、表面張力その他これらに類する性質の測定用又は検査用の機器及び熱、音又は光の量の測定用又は検査用の機器  (xiv)　（略）  (xv)　オシロスコープ、スペクトラムアナライザーその他の電気的量の測定用又は検査用の機器  (xvi)　（略）  (xvii)　液体式又は気体式の自動調整機器  (45)～(47) |
| 三（略） | 三（略） |